

(単位：N/m²)

種別	室名等	床版又は小梁計算用	大梁・柱又は基礎計算用	地震力計算用	備考
L1	屋上	常時人が使用する場合(学校、百貨店の類を除く)	1,800	1,300	600
L2		常時人が使用する場合(学校、百貨店の類)	2,900	2,400	1,300
L3		通常人が使用しない場合	980	600	400
L4		鉄骨造体育館・武道館	980	0	0
L5		片持計形式のバルコニー、庇等	1,800	1,300	600
L6	事務室、会議室及び食堂		2,900	1,800	800
L6a	事務室、会議室及び食堂のうち特に床荷重の割り増しを行う室		7,400	6,400	4,600
L7	研究室		2,900	1,800	800
L8	教室		2,300	2,100	1,100
L9	劇場、映画館、演劇場、観劇場、公会堂、集会場その他これらに類する用途に供する建築物の客席又は集会室	固定席	2,900	2,600	1,600
L10		その他	3,500	3,200	2,100
L11	一般書庫、倉庫等		7,800	6,900	4,900
L12	可動書架を設置する書庫、電算室の空調機室、用具庫等		11,800	10,300	7,400
L12a	図書閲覧室		5,900	5,400	4,900
L13	電算室		6,200	3,000	1,600
L14	機械室		4,900	2,400	1,300
L14a	電話交換室(機械室)		4,900	2,400	1,300
L14b	電話交換(交換台室)		3,500	1,800	800
L15	体育館、武道場等		3,500	3,200	2,100
L16	自動車車庫及び自動車通路		5,400	3,900	2,000
L17	休養室、給湯室等		1,800	1,300	600
L18	HDZ(Heavy Duty Zone 床荷重の割増を行う部分)		11,800	6,900	4,900

- (注)
- 1 建築基準法および「建築構造設計基準の資料(平成30年版)」に示されている積載荷重を基本とする。基準法および同基準を満足した上で、実況に応じた積載荷重を設定する。
 - 2 機械室等において、実状を勘案して設定する他、機械等が設置される部分については別途局部荷重としての検討も行う。
 - 3 廊下、玄関及び階段等の値は令第85条によるほか、その階の主な室の用途により適切に算定する。
 - 4 床応答加速度の低減を要求する部屋において、免震床を設置する場合は、免震床の自重(1,500N/m²程度)を適宜見込むこと。
 - 5 一般事務室において、事務室の積載荷重を超過すると想定される重量機器(耐火書架、特殊機器等)がある場合には当該部分について、床荷重の割り増しを行う。
 - 6 一般事務室(積載荷重(以下同)2,900N/m²)、倉庫(同7,800N/m²)、とは別にHDZ(Heavy Duty Zone床荷重の割り増しを行う部分)を設定する。設定の方法は、各階事務室面積に対して20%以上、廊下周りの壁際などに適切な幅で設ける。
 - 7 床荷重は上表によるほか「添付資料4-7 主要諸室の性能特記事項」を考慮し適宜設定すること。